軽自動車・バイクなどの変更手続きは3月末までに

軽自動車、バイク、農耕車などの軽自動車は、毎年4月1日の納税義務者(所有者または使用者)に対して課税されます。

登録内容に変更がある場合は、3月末までに下記の場所で手続きをしてください。なお、車両を譲り渡している場合でも、変更手続きがされていないと課税されます。

車種	手続き窓口
軽四輪· 軽三輪	丽 軽自動車検査協会 滋賀事務所 (木浜町2298-3) № 050(3816)1843
軽二輪・ 小型二輪	加近畿運輸局 滋賀運輸支局 (木浜町2298-5) ■050(5540)2064
原動機付自転車・ 小型特殊自動車 (農耕車など)	励 税務課 詳しくは、 市ホームページを ご覧ください。 ホームページ

間税務課 ■・(582)1115 ■(583)9738

国保年金課からお知らせ 令和5年分公的年金等の源泉徴収票 が1月中旬から発送されます

公的年金など(国民年金、厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金)は、所得税法上の雑所得として課税の対象になります。そのため、この公的年金などを受給した人に、令和5年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などを知らせる「源泉徴収票」が日本年金機構より、1月中旬から順次発送されます。確定申告の際にご利用ください。

紛失したときなどは再発行できますので、下記へお問い合わせください。市役所では源泉徴収票の再発行はできません。なお、障害年金と遺族年金は課税の対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

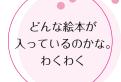
- ・ねんきんダイヤル(月曜日午前8時30分~午後7時、火~金曜日午前8時30分~午後5時15分、第2土曜日午前9時30分~午後4時。祝日は除く)
 - ■0570(05)1165(ナビダイヤル)
 - ※050で始まる番号で電話する場合は ■03(6700)1165
 - 日本年金機構草津年金事務所【●(567)2220
 - ※お問い合わせ時は、基礎年金番号を 用意してください。



日本年金機権 ホームページ

いつだって好奇心 手を伸ばせばそこにな

「としょかんわくわくボックス」で本に出会おう







図書館では、子どもたちにさまざまな絵本を手に 取ってもらえるよう、市内の各保育園・幼稚園・こど も園に「としょかんわくわくボックス」を届ける取り組 みをしています。

「としょかんわくわくボックス」には30冊の絵本が入っていて、毎月新しい絵本に交換しています。0歳~2歳児が通う小規模保育所用の「ミニボックス」には、赤ちゃん絵本が15冊入っています。

ボックスを利用している園に話を伺いました

園にはない絵本も入っているので、月替わりでさまざまな絵本を読むことができます。保育士が読み聞かせに使ったり、子どもたちと一緒に絵本を選んだりしています。新しい絵本との出会いにもなるので、名前のとおり「わくわく」しながら楽しんでいます。

本市は「読書日本一のまちづくり」をめざしています。 **固市立図書館 🖫・ (583) 1639 🖾 (583) 6949**